

三木市本人通知制度事前登録申出書

年 月 日

(あて先) 三木市長

三木市住民票の写し等に係る本人通知制度に関する条例施行規則第2条第1項の規定に基づき、次のとおり事前登録を申し出ます。

通知を希望する者の氏名(住民票の写し等に記載のある者)	フリガナ		
生 年 月 日	年 月 日	性別	男 ・ 女
住 所	〒 ー		
本 籍		筆頭者	
連 絡 先			

※代理人が申出をする場合は、次の欄にも記入してください。

代理人の区分	1 未成年者の法定代理人 2 成年被後見人の法定代理人 3 任意代理人		
氏 名	フリガナ		
生 年 月 日	年 月 日	性別	男 ・ 女
住 所	〒 ー		
連 絡 先			

※以下の欄は、記入しないでください。

証明書種別	①住民票の写し ②除住民票の写し ③戸籍の附票の写し ④戸籍の除附票の写し ⑤戸籍謄(抄)本 ⑥改製原戸籍謄(抄)本 ⑦除籍謄(抄)本
住 所 主 世 帯 主	三木市
本 籍 者 筆 頭 者	三木市

受 付	事 前 登 録		照 合		本人等の確認書類	備 考
	住基	戸籍	住基	戸籍		
					<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 代理人 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> その他()	
登 録 日	年 月 日					

三木市住民票の写し等に係る本人通知制度について

- 1 この制度は、三木市に事前登録した者(以下「事前登録者」という。)に係る住民票(除票を含む。)の写し、住民票記載事項証明書、戸籍の附票(除附票を含む。)の写し、戸籍(除籍を含む。)謄抄本又は戸籍(除籍を含む。)記載事項証明書(以下「住民票の写し等」という。)を第三者等(代理人やそれ以外の第三者)に交付した場合に、その事実について通知するとともに事前登録者が開示請求することにより、交付請求した第三者等の氏名や住所等を開示する制度です。
- 2 第三者等に事前登録者に係る住民票の写し等を交付したときは、事前登録者又は法定代理人に三木市住民票の写し等交付通知書(以下「通知書」という。)を送付します。
- 3 通知書では次の事項をお知らせします。
 - (1) 住民票の写し等の交付年月日
 - (2) 交付した住民票の写し等の種別及び通数
 - (3) 交付した住民票の写し等の交付請求者の種別(以下の6種類)
 - ①本人の代理人
 - ②親族等^(注1)の代理人
 - ③第三者(個人)
 - ④第三者(法人)
 - ⑤第三者(八業士^(注2)・個人)
 - ⑥第三者(八業士・法人)

<p>(注1)「親族等」とは…(住民票関係)本人と同一の世帯に属する者 (戸籍関係)本人の配偶者又は直系血族(父母、祖父母、子、孫など)</p> <p>(注2)「八業士」とは…弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、 弁理士、海事代理士、行政書士又はこれらの法人</p>
--

- 4 事前登録の申出をしようとする者(以下「登録希望者」という。)は、この申出書に必要事項を記入の上、本人であることを確認できる書類(個人番号カード、運転免許証、旅券、健康保険証、年金手帳等のいずれか)を提示又は提出してください。
- 5 登録希望者は、代理人により事前登録の申出をすることができます。その場合、その旨を証明する書類(委任状等)を提示又は提出してください。また、15歳未満の者及び成年被後見人については法定代理人が申出をしてください。その場合、その資格を証明する書類(戸籍謄本等)を提示又は提出してください。
- 6 やむを得ない理由により直接申出をすることができない場合、郵便等により登録の申出をすることができます。この場合は、この申出書に必要事項を記入のうえ、登録希望者本人であることが確認できる書類の写し、法定代理人による場合は併せてその資格を証明する書類、代理人による場合は併せてその旨を証明する書類(委任状等)、返信用封筒(あて名を記載し、返送に要する切手を貼付したもの)を同封してください。
- 7 転出などの住所異動や戸籍の届出により、登録した住所や本籍等の内容に変更が生じた場合は、届出が必要です。また、事前登録者が死亡、居所不明等により住民票が消除されたとき、国外に転出したとき、通知の送達先が不明のときは、事前登録を廃止します。
- 8 通知書でお知らせした事項以外の情報をお知りになりたい場合は、本人通知制度に基づく情報の開示請求を行うことができます。ただし、開示請求されても、この本人通知制度で定められた範囲内の情報開示となります。